

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業	経常事務事業	建設事務事業
--------	--------	--------

第5次行政改革大綱第1次アクションプランとの関連	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	消費生活講座事業(主要事業)							
1-2 担当	部	経済建設部	課 又は施設	産業振興課	係	商工振興係	評価票作成者	観光・消費生活担当係長 兼子 公司
1-3 総合計画における施策の体系	節	都市基盤・産業振興 「いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり」			基本施策	消費生活	コード	3 4 1
	項				単位施策(中)	消費生活相談体制の充実	コード	3 4 1 1
		消費生活・勤労者			単位施策(小)	消費者の意識の向上と啓発	コード	3 4 1 1 1
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	市民	意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)		悪質商法による消費者トラブルの被害者にならないよう消費者自身が知識、理解を深め自分で判断できる消費者になっている。			
1-5 事務事業の内容	消費者への情報提供や教育の充実が重要となるので、関係機関と連携して取り組んでいく。特に若年層や高齢者が消費者トラブルに巻き込まれているので、この層を対象とした事業内容を実施していく。							

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度	市民が悪質商法の被害に遭わないようにするため、悪質商法をテーマにした消費生活講座を開催した。	若年層や高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが増加している。		市民相談等の内容を分類して、市民が知りたい情報を把握する。	
	平成19年度	〃	〃		消費生活の問題を直接相談員と対面して相談できる体制を作る必要がある。	
	平成20年度	〃	〃		団塊の世代が関心をもつテーマの講座を実施する必要がある。	
	平成21年度	〃	〃		とよあけ生活学校と連携して高齢者が参加できる講座を実施する必要がある。	
	平成22年度					
	平成23年度					
	平成24年度					
	平成25年度					
	平成26年度					
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	消費生活講座の参加者数		200(人)	300(人)	消費者講座の参加者数(年間) 前期: 4回×50人=200人/年 後期: 6回×50人=300人/年

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	活動実績 a (単位)	3(回)	3(回)	1(回)	1(回)						
	直接事業費 b (千円)	82	2	0	0						
	人件費 c (千円)	157	157	89	89						
	合計コスト d (b+c) (千円)	239	159	89	89						
単位コスト d/a (千円)	1回当たり 80	1回当たり 53	1回当たり 89	1回当たり 89	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	

アウトプット実績(活動数値)の補足説明→

(活動実績 : 会議の回数 1回
人件費 : (会議) 3h×1日×1人×3,200円=9,600円 (事務) 3h×1回×3人×3,200円=28,800円 8h×2日×1人×3,200円=51,200円

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
2 - 4 成果指標に対応する実績と達成度の推移	指標対応実績(人)	79	89	52	40						
	後期目標値に対する達成度(%)	26.3	29.7	17.3	13.3						

3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果(アウトカム自己分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価		A	A	A	A						

4段階評価結果 A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する
 B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要
 C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要
 D : 事務事業の廃止が相当

判断の基準 必要性(必要な事務事業であるか)
 公共性(公が実施する意味があるか)
 妥当性(ニーズに対して投入が適正か)
 効率性(結果に至る活動に無駄はないか)
 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)
 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3 - 2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識		次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
	平成18年度	消費者トラブルの多い若年層、高齢者層を対象とした啓発事業が必要である。		悪質商法の手口の情報収集及び早い時期での情報提供に努める。
平成19年度	"		"	引き続き啓発活動を推進するとともに、消費生活相談員の設置に努めた。
平成20年度	"		"	市民が悪質商法等の被害者にならないよう啓発資料でPRに努めた。
平成21年度	"		悪質商法の事例等を照会する冊子を作成して、市民が被害者にならないよう啓発活動を実施する。	"
平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				

4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の結果		結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度	A	継続して事業を進めること。	
平成19年度	A	継続して事業を進めること。	
平成20年度	A	継続して事業を進めること。	
平成21年度	A	継続して事業を進めること。	
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			